

三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、令和4年5月20日一部変更）第2-2-（1）-⑥に則り、三重県が発注する建設工事（以下「県工事」という。）について、建設工事共同企業体の基本的要件、競争入札参加資格審査に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小建設企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす者をいう。

2 この要綱において、本店とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち主たる営業所をいう。

3 この要綱において、経常建設共同企業体とは、県内に本店を有する中小建設企業が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

4 この要綱において、特定建設工事共同企業体とは、技術的難度の高い工事或いは大規模な工事の施工に際し、技術力等を結集して工事の安定的施工を確保するため、県の発注する工事毎に結成される共同企業体をいう。

第2章 経常建設共同企業体

(施工方式)

第3条 経常建設共同企業体は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 異業種間の経常建設共同企業体は、これを認めない。

(資格及び対象工事)

第4条 県工事の入札への参加を希望する経常建設共同企業体は、県に入札参加資格審査の申請を行い、希望する工事の種類に対応する業種（以下「希望業種」という。）の入札参加資格の認定（以下「資格認定」という。）を受けなくてはならない。

2 資格認定を受けた経常建設共同企業体は、三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）第4条第3項の規定に基づき、三重県建設工事等入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録され、単体企業に準じて県工事の入札に参加できるものとする。

ただし、当該経常建設共同企業体は特定建設工事共同企業体の構成員になることはできない。

3 構成員に特定建設業の許可を有する者がいる場合、当該経常建設共同企業体は特定建設業許可を有する単体企業に準じて取扱うものとする。この場合において、当

該經常建設共同企業体が請負った工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、特定建設業の許可を有する構成員が、建設業法第26条第2項の規定に基づく監理技術者を配置しなければならない。

- 4 資格認定を受けた經常建設共同企業体の各構成員は、当該經常建設共同企業体の希望業種について、第11条第1項及び第2項の期間中は、単体企業として県工事の入札には参加できないものとする。また、經常建設共同企業体の各構成員は、当該希望業種について単体企業として特定建設工事共同企業体の構成員となることはできないものとする。

ただし、当該經常建設共同企業体が解散により資格を失ったときは、この限りでない。

(構成員の数)

第5条 經常建設共同企業体の構成員の数は2又は3者とする。

(組み合わせ)

第6条 經常建設共同企業体の構成員は、その結成時及び資格審査の申請を行う時点において、次の各号の要件をすべて満たした組み合わせでなければならない。

なお、經常建設共同企業体を結成できる業種は、三重県建設工事発注標準策定要領（以下「発注標準策定要領」という。）第2条に定める業種とする。

- (1) すべての構成員が、単体企業として希望業種の入札参加資格者名簿に登録されており、かつ三重県建設工事発注標準（以下「発注標準」という。）別表の希望業種の区分が同一区分に属していること。
- (2) すべての構成員が、同一建設事務所管内に本店を有していること。
- (3) 結成する經常建設共同企業体の発注標準による区分（以下「区分」という。）が、当該建設共同企業体の構成員の区分より上位となること（ただし、認定する区分は構成員の区分の直近上位に限る。）、若しくは、最上級の区分にあって発注標準策定要領第3条に定める総合点数が土木工事1000点、舗装工事950点に満たない者が結成する經常建設共同企業体は、その総合点数が各々1000点、950点以上となること。

(構成員の資格)

第7条 經常建設共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 県内に本店を有する中小建設企業であること。
- (2) 希望業種の建設業許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。
また、建設業法第28条に基づく指示又は営業停止処分を受けた者にあつては、当該処分を受けた日から5年以上経過していること。
- (3) 希望業種について元請けとしての施工実績を有すること。
- (4) 他の經常建設共同企業体（県の資格認定を受けたものに限る。）の構成員でないこと。
- (5) 工事を請け負った場合には工事現場に、三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-46で定める監理技術者又は主任技術者で国家資格を有する者を各構成員ごとに配置できること。

なお、当該工事が、建設業法第26条第3項に該当する場合、配置する技術者

は工事現場ごとに専任でなければならない。

(結成方法及び代表者)

第8条 経常建設共同企業体は、自主結成とし、その代表者は構成員において決定された者とする。

(構成員の出資比率)

第9条 経常建設共同企業体のすべての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上でなければならない。

(入札参加資格審査等)

第10条 経常建設共同企業体として競争入札参加資格審査の申請を希望する者は、経常建設共同企業体の代表者の所在地を所管する地域の建設事務所に、次の書類を提出しなければならない。

(1) 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1)

(2) 経常建設共同企業体協定書(様式第2)(写し)

※電磁的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じた場合は、構成員間で協定を締結したことを証明する書類を添付すること。

(3) 誓約書(様式第8)

(4) 各構成員の発注標準(2)に定める期間中の経営事項審査結果通知書の写し

2 前項の申請は随時可能とするが(ただし、三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除く。)、当該経常建設共同企業体にかかる発注標準策定要領第4条に定める総合点、及び発注標準別表に定める区分は、資格認定時におけるこれらの規定により算定するものとする。

3 第1項の申請事項に変更が生じた場合については遅滞なく変更届(様式第1-2)を提出するものとする。

(認定資格の有効期限)

第11条 前条により認定された経常建設共同企業体の競争入札参加資格の有効期間は、当該年度の6月1日から翌年度の5月31日までとする。

ただし、年度の途中に競争入札参加資格審査を申請した者の有効期間は、その認定を行った日から最初に到来する5月31日までとする。

2 前項の有効期間を超えて執行される入札案件に参加を希望する経常建設共同企業体は、あらかじめ変更届(様式第1-2)及び前条第1項第2号で提出した協定書(写し)の存続期間を変更する協定書(様式第2-2)の写しを提出し、認定を受けることにより、その有効期間を延長することができるものとする。

なお、当該経常建設共同企業体の競争入札参加資格を延長する期間は、変更後の協定書の存続期間にかかわらず、参加した入札案件の落札決定が行われるまでとする。

3 前2項の有効期間中に経常建設共同企業体を解散したときは、速やかに解散届(様式第7)を提出するものとする。

4 前項により解散した者は、第1項及び第2項の有効期間中において同構成員あるいは他の構成員と再度経常建設共同企業体を結成することができないものとする。

ただし、前項の解散が構成員の廃業又は破産等による場合については、この限り

でない。

(資格の取り消し)

第12条 知事は前条の認定資格の有効期間中であっても、次の各号に該当する場合には、経常建設共同企業体に認定した資格の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に偽りがあるとき。
- (2) 経常建設共同企業体又はその一部の構成員が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当したとき。
- (3) 経常建設共同企業体の一部の構成員が建設業法第28条の規定による営業停止の処分を受けたとき。

第3章 特定建設工事共同企業体

(施工方式等)

第13条 特定建設工事共同企業体は、構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

- 2 異業種間の特定建設工事共同企業体は、これを認めない。
- 3 特定建設工事共同企業体と単体企業の混合入札は、これを認めない。

(構成員の数)

第14条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は2又は3者とする。

(構成員の資格)

第15条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 対象工事に対応する建設業法の許可業種について、特定建設業の許可を有しており、その業種について5年以上の営業年数がある者であること。
- (2) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請けとして一定の実績があり、かつ当該工事と同種の工事を施工した経験がある者であること。
ただし、三重県一般競争入札実施要綱に基づいて資格要件を定めた場合はこの限りでない。
- (3) 工事を請け負った場合には工事現場に、三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-46で定める監理技術者又は主任技術者を各構成員ごとに配置できること。
なお、当該工事が、建設業法第26条第3項に該当する場合、配置する技術者は工事現場ごとに専任でなければならない。

(出資比率)

第16条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上でなければならない。

(代表者)

第17条 特定建設工事共同企業体の代表者は、施工能力の大きい者とする。
ただし、等級の異なる者の間では、上位等級の者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(対象工事)

第18条 対象とする工事の規模は、次のとおりとする。

- (1) 土木工事の規模は、工事設計金額が4億円以上の工事とする。
- (2) 建築工事の規模は、工事設計金額が6億円以上の工事とする。
- (3) 建築工事に付随し、かつ、分離発注する管工事、電気工事については、工事設計金額が3億円以上の工事とする。
- (4) 前号までの規定にかかわらず、工事の規模、内容等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事については、特定建設工事共同企業体に発注することができるものとする。

また、共同企業体による施工になじまないと認められる工事については、対象外とすることができるものとする。

(工事の指定)

第19条 対象とする工事の指定は、当該工事を所管する発注機関の長が当該事務所等の競争入札審査会（以下「事務所等の競争入札審査会」という。）の審査を経て行うものとする。

(特定建設工事共同企業体を構成する企業の資格要件、結成)

第20条 発注機関の長が、前条に基づく工事の指定を行おうとするときは、当該工事の特定建設工事共同企業体の構成員に適した企業の資格要件を内申し、事務所等の競争入札審査会の審査を受けなければならない。

- 2 前項の競争入札審査会で構成員となる企業の資格要件が適当と認められたときは、発注機関の長は当該工事の概要、資格要件、その他工事の施工に必要な事項を公告するものとする。
- 3 前項の規定により、資格要件があると認められる企業は、任意に特定建設工事共同企業体を結成するものとする。

この場合、一の企業は二以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

(特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格審査申請)

第21条 前条第3項により結成された特定建設工事共同企業体は、発注機関の長の指定する日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第4）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第5）（写し）

※電磁的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じた場合は、構成員間で協定を締結したことを証明する書類を添付すること。

- 2 前項の申請事項に変更が生じた場合については遅滞なく変更届（様式第4-2）を提出するものとする。

(特定建設工事共同企業体の入札参加資格確認)

第22条 発注機関の長は、前条により申請のあった場合には、事務所等の競争入札審査会に事前条件の確認を諮り、適当であるかを確認のうえ、当該特定建設工事共同

企業体の代表者に事前条件確認通知を行うものとする。

附則 この要綱は、平成 12 年 2 月 1 日に公布し、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 12 年度については、第 11 条の有効期限は、平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 5 月 31 日までとし、第 10 条の受付期間は、平成 12 年 3 月 1 日から平成 12 年 3 月 15 日までとする。

なお、平成 11 年度に入札参加者資格者名簿に登録された経常建設共同企業体の有効期限は、平成 12 年 3 月 31 日に失効する。

附則 この要綱は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 20 年 10 月 16 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。